

1年生1人につき1枚必要です

市費校園コード	学校処理欄（○で囲む）		
	早期	一般1	一般2

平成28年度(2016年度) 入学準備学用品等購入申出書

※ 就学援助を申請し、平成28年(2016年)4月1日から認定を受けた新1年生の保護者に支給します。

大阪市教育局あて 次のとおり購入しましたので、領収書等を添えて申し出ます。					平成 年 月 日		
児童生徒	学校名	大阪市立 小・中学校 新学年 第1学年 組		住所	大阪市 区 電話番号(-)		
	児童生徒名	フリガナ			申請者(保護者)	フリガナ	
				申請者名印	印		
品 名		数量	購入年月日		金 額		
1			平成 年 月 日		円		
2			平成 年 月 日		円		
3			平成 年 月 日		円		
4			平成 年 月 日		円		
5			平成 年 月 日		円		
6			平成 年 月 日		円		
7			平成 年 月 日		円		
8			平成 年 月 日		円		
9			平成 年 月 日		円		
10			平成 年 月 日		円		
領 収 書 合 計 金 額					円		
領収書は裏面にのりづけしてください。					領収書等計 通貼付		
※学校処理欄 入学準備補助金支給額					円		
○小学校新1年は 20,470円、中学校新1年は 23,550円を上限に実費額を支給します。 (上限額は平成27年度の実績額のため、変更する場合があります) ○領収書は原本に限ります。領収書がない場合または領収書の金額に訂正が見られる場合は支給できません。 ○領収書は、品名・購入年月日・金額・購入先が明記されたもの(レシート可)で、手書きの場合は、領収印が必要です。クレジット決済であることが明記されたお買い上げ明細書や、代金引換の送り状等でも可能です。 ○提出された申出書及び領収書等は、原則として返却しません。 ○平成28年(2016年)4月1日から就学援助の認定を受けた新1年生の保護者に支給します。 就学援助の認定日が4月2日以降の場合、入学準備補助金の支給はありません。 ○他の制度(生活保護など)により同趣旨の経費が支給されている場合は支給できません。 ○学校で必要なものに限ります。 [例] 標準服(制服)、体操服、ランドセル、カバン、弁当箱、水筒、上履き、雨傘など ○購入年月日は、平成27年4月から平成28年6月までに限ります。							